

太陽光発電設備設置申請に係る主な確認事項

	項目	摘要
☐ 1	発電出力50kW以上である。 (設置抑制区域においては10kW以上である。)	実質的に同一と認められる事業者が実質的に一つと認められる場所で分割設置する場合、合算する。
☐ 2	設置抑制区域外である。	別紙参照
☐ 3	地元関係者への説明会の開催をする。	・隣接する土地または隣接する土地にある建築物の所有者及び使用者(道路を挟んで隣接する場合も含む) ・事業区域の境界から300m以内に居住する者及び事業を営む者 ※300m以内に居住する者がいるときは、あらかじめ説明会の開催について町及び当該区域の自治会長に報告する。
☐ 4	土地形質変更は最小限である。	3,000㎡以上の場合は栃木県への届出が必要。 (土壌汚染対策法に規定される一部の土地は900㎡以上)
☐ 5	雨水処理の方法は栃木県の定める基準を満たしている。	栃木県開発行為の技術基準第5章を参照。
☐ 6	盛土、切土計画が無い。	盛土、切土の計画がある場合、条件により町または県の許可が必要。
☐ 7	土砂の流出防止対策を講ずる。	
☐ 8	法面の保護対策を講ずる。	擁壁、石張り、吹き付け、のり枠、法面の排水等を講ずる。
☐ 9	立入防止柵の設置をする。	
☐ 10	自然環境、住宅地等の景観を阻害しない。	発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等を考慮する。
☐ 11	民家、道路沿い等に隣接する場合の対策を講ずる。	圧迫感、騒音、排熱及び反射光の考慮。緩衝帯の設置等の検討。 道路への見通しへの配慮。
☐ 12	緊急対応マニュアルを作成している。	